

氏名	鈴木 瞬		
学位の種類	博士（教育学）		
学位記番号	博甲第 9114 号		
学位授与年月	平成 31年 3月 25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	「子どもの放課後」の制度化とマネジメント －教育と福祉の〈越境〉に着目して－		
主査	筑波大学教授	博士（心理学）	庄司 一子
副査	筑波大学准教授		飯田 浩之
副査	筑波大学教授	教育学博士	徳田 克己
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	上田 孝典

論文の内容の要旨

鈴木 瞬氏の博士学位論文は、子どもの放課後の制度化とマネジメントについて、教育と福祉の各専門を超えた「越境」におけるマネジメント、という点に着目して、検討を進めたものである。要旨は以下のとおりである。

1. 目的

本研究は、現代社会において制度化が図られつつある「子どもの放課後」の支援について、公的に放課後を支援するという実践がどのように行われ、その支援実践にかかわるさまざまな支援者が、公的な支援実践をどのようなものとして経験しているのかについて、具体的事例に基づいてこれを明らかにし、考察を試みた。具体的には2007年に創設された放課後子どもプラン推進事業を主な研究対象とし、異なる事業間の連携実践を行政レベルと施設レベルの両面から捉え、総合的な放課後対策の実現に向けた放課後支援施策の制度化とマネジメントの課題を検討したものである。

2. 対象と方法

筆者が用いた方法は、第1章から第3章では、「子どもの放課後」の制度の展開及び先行研究の検討を行い、研究の目的を提示した。その後、各章における研究対象と方法は次の通りである。

第4章においては、「RQ1.放課後児童クラブはどのような事業か」について、『日本の学童はいく』に掲載されている特集論文・実践報告（1974年6月号～2009年12月号）を対象に言説分析を行い、法制化以前の学童保育がどのような場として意味づけられてきたのかを明らかにしようとした。第5章および第6章では、「RQ2-1.放課後子どもプランは行政レベルにおいてどのように施策展開されているのか」、「RQ2-2.各自治体の施策展開を規定する要因は何か」について市区町村行政担当者への放課後子どもプラン実施状況に関する質問紙調査を行った。調査期間は2012年12月～2013年3月で、自治体の人口数上位3位、下位3位を抽出し、各自治体に質問紙を送付した。有効回収率は56.7%であった。

筆者はさらに、第7章と第8章において「RQ3-1.放課後子どもプランは施設レベルでどのように運営

されているか」,「RQ3-2.その際,どのような課題があるか」について,放課後子どもプランに関する事例調査を行った。第7章ではI県M市において,4施設(新興住宅地域と農村地域)を選定し,指導員30名を調査対象としてヒアリング調査を実施した。第8章では,2013年にI県M市において行政職員や副実行委員長,運営担当者,M小放課後子どもプランの指導員にヒアリング調査を行った。

最後に,第9章では,学校の「RQ4.公的な放課後支援実践に対する認識」について,学校管理職等による放課後対策への認識と背景要因を明らかにするため,2018年1月～3月,岡山県・広島県・山口県の市町村小学校511校の管理職等を対象に質問紙調査を実施した。有効回収率は48.1%であった。

3. 結果

第4章では,法制化以前の学童保育は,その時々外部要因との関係を通して共通性や差異性が見出される中で,様々に意味づけがなされてきたことを明らかにしている。また,様々な外部要因との関係から描き出された意味の総体としての学童保育は,互いにアンビヴァレントな意味を内包することが示され,放課後児童クラブは互いに矛盾する意味を内包する多元的な事業であることが明らかになった。

第5章及び第6章では,各自治体において放課後子どもプランという枠組みを意識した施策展開はいまだ少ないものの,わが国では放課後対策の共通した理念が不在のため,自治体担当行政ごとの多様な指向性が存在することが浮き彫りにされた。

続く第7章及び第8章では,放課後子どもプラン導入当初の混乱期と,導入後一定期間を経た安定期の二度に渡って調査を行い,各施設レベルの運営・実践と,そこでの支援者の経験の葛藤や不安に焦点を当てて事例調査が行われた。その結果,一定の自治体の方針が示された放課後子どもプランの施策展開において,教育領域と福祉領域の〈クロスボーダー〉という枠組みの境界の越境をマネジメントしなければならない経営的課題の存在が,各施設レベルでの現場の実態として明らかにされた。

第9章では,学校の放課後対策における連携において,学校関係者は放課後児童の支援施策の目的や役割を適切に認識し,重要な資源として認識している現状を明らかにした。

4. 考察

以上の研究の結果と知見を踏まえ,筆者はまず,放課後支援施策の制度化の課題という観点から以下の2点について指摘している。

第一に,放課後児童クラブの〈意味〉の多元性による自治体間の放課後児童クラブの制度的位置づけの違いを考慮した連携の方途を検討する必要がある。第二に,学校教育と放課後支援との間のインナーボーダーの強固さの内実を踏まえ,放課後支援施策関係者の地位や専門性の確保,それに伴う子どもの放課後支援者のアイデンティティの確立により,組織間の対等性を図ることが必要である。

一方,放課後支援施策のマネジメントの課題という観点から捉えると,施設レベルの分析で示された〈クロスボーダー〉の課題は,放課後子どもプランにおいて異なる事業の連携実践に寄与するコーディネーターにクロスボーダー・マネジメントの必要性が示唆された。また,放課後子どもプランで求められるクロスボーダー・マネジメントは,行政的な対立に対応したものでばかりではなく,放課後子どもプランの実践を行う上での組織づくりの課題であることも指摘された。

審査の結果の要旨

(批評)

少子高齢化,男女共同参画が急速に進む現代社会において,子どもの育児,教育は社会的課題である。特に保育を必要とする幼児,早い時間に下校する低学年児童の世話を誰が担うのか,質の高い子育て支援とは何かが問われている。本研究は教育経営学の視点からこの課題に切り込み,放課後児童の教育支援政策における公的放課後支援実践がどのように行われ,実践にかかわる支援者が支援施策をどのようにとらえ,どのように経験しているかについて,具体事例の検討を重ね,明らかにし,考察されている。特に2007年に始められた放課後子どもプラン推進事業における連携実践について,行政と施設支援者の両面から捉え,総合的放課後対策の実現に向けた放課後支援施策の制度化とマネジメントの課題を検討した点が高く評価される。

平成31年1月15日,学位論文審査委員会において,審査委員全員出席のもと論文について説明を求め,関連事項について質疑応答を行い,最終試験を行った。その結果,審査委員全員が合格と判定した。

よって,著者は博士(教育学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。